

四日市市告示 第 2 7 2 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「旧地方自治法施行令」という。）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、旧地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智広

1 徴収等の事務を委託する手数料

四日市市病児保育事業関係手数料条例（平成 2 9 年四日市市条例第 7 号）に規定する病児保育サービス利用手数料

2 徴収等の事務を行うもの

（1）名称 医療法人里仁会 理事長 二宮 俊之
所在地 四日市市中部 8 番 1 5 号

（2）名称 桜花台こどもクリニック 院長 水谷 健一
所在地 四日市市桜花台一丁目 3 5 番地 4

（3）名称 社会福祉法人宏育会 理事長 山川 正和
所在地 四日市市西大鐘町 1 5 8 0 番地

（4）名称 医療法人悟りの会 理事長 貝沼 圭吾
所在地 四日市市泊山崎町 1 0 番 1 号

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（こども未来部こども未来課）